事務事業評価シート(事後評価)

事業開始時期

7.10 7.76								
事業コード	事務事業名バリアフリー誘導補助制度の実施	所管部課	都市整備部					
09-01-02			都市計画課					
施策コード	施策名	施策目標						
安1-1	and the same of th	市民、事業者及び行政が協働し、計画的 らしの空間を創ります。	にまちづくりを	進めることにより、イ	住みやすい暮			

安1-1 住みやすい住環境の創造 「市民、事業者及び行政が協働し、計画的にまちづくりを進めることにより、住みやすい暮らしの空間を創ります。 「お民、事業者及び行政が協働し、計画的にまちづくりを進めることにより、住みやすい暮らしの空間を創ります。 「根拠法令等 西東京市人にやさしいまちづくり条例の規定から、平成21年3月に人にやさしいまちづくり推進計画を策定し、この条例の主旨に基づき、推進計画には「小規模店舗等のバリアフリー化に関する支援」を設け、バリアフリールの工事に対する助成制度を図ることとした。具体的には、西東京市小規模店舗等バリアフリー改修工事助成 □ ※ 条例・規則 □ 政令・省令金交付要綱(施行日:平成22年4月1日)を策定し、平成22年度より制度の運用を図っている。 ■ 素綱・要領事業内容・実施方法等/補助の概要:補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・著基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する 「市内5駅周辺地区の商店・事業所を対象に、歩道などから店舗の出入り箇所及び出入口並びにトイレの段差等に対するバリアフリー化の小修繕に対して工事費の一部を助成し、バリアフリー化の推進を図る。 助成金額は、助成対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度に予算の範囲内で交付する。

	項目	単位	20年度	21年度	22年度	23年度
	事業費(A)		0	0	0	2, 041
	ュ 国庫支出金・都支出金	千円	0	0	0	0
	財 源 地方債		0	0	0	0
事	グ その他 ()		0	0	0	0
書	一般財源		0	0	0	2, 041
デ	所要人員(B)	人	0	0	0. 01	0. 01
タ	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	0	0	81	82
	臨時職員賃金等(C')	千円	0	0	0	0
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	0	0	81	2, 123
	単位当たりコスト	エ 田				
	(E)=(D)/(商店会会合参加数)	千円	0	0	41	1, 062

年度 | 実施形態 | □ 直営 □ 委託 ■ 補助 □ その他 (

活動等指標			20年度	21年度	22年度	23年度
① 商店会会合参加数	実績値	件			2	2
②周知用チラシの配布数	実績値	枚			2, 700	1, 500

《指標の説明・数値変化の理由 など》

22

制度の周知については、市報掲載のほか西東京市商店会会合に出席させていただき、制度の説明及び協力を求め、各商店会へのチラシ配布などの協力を求めた。

成果指標			20年度	21年度	22年度	23年度
· — 由 == //- */-	目標値	件			0	4
次中間性数	実績値	件			0	
=	目標値				0	0
次	実績値				0	

《指標の説明・数値変化の理由 など》

制度の適用対象となる商店が少なく、22年度における実績はなかつた。

年間、4件を目標とし、商店・事業所等におけるバリアフリー化の推進を図りたい。

事	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	ト等を行っ	しいまちづくり推進計画の策定にあたっては、アンケートやパブリックコメンた。中でも市民アンケートによる回答で、バリアフリー化を必要とする民間施 、病院、診療所・金融機関・スーパーや商店・飲食店などの順に高い要望があ
争業環境等	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	■ 上 □ 中 □ 下	26市全市の調査は実施していないが、この制度を実施しているのは近隣市では当市のみである。 23区では、世田谷区などが実施しているが、助成件数は年に数件と極めて少ない状況。
	代替・類似サービスの有無	■ 有□ 無	バリアフリー誘導補助制度とともに同時に発足させたのが、「まちなかベンチ設置助成制度」である。22年度:3件の実績。

事業コード事務事業名バリアフリー誘導補助制度の実施	所管部課	都市整備部
09-01-02		都市計画課

施策コード施策名 施策目標 市民、事業者及び行政が協働し、計画的にまちづくりを進めることにより、住みやすい暮 らしの空間を創ります。

【一次評価】

	O IA TATAL TATAL TO A MUNICIPAL I						
	検証項目	ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由			
	IXIII XII	, ,	> (11 Im	○事業実施上の課題や今後改善すべき点等			
	事業の優先度	1		この助成制度は、他の施策事業と比較して緊急性や優先度は高くないが、市民ア			
	(緊急性)	'	□ 拡充	ンケートで意見を求めたところ、診療所や商店・事業所のバリアフリー化を求める			
	事業の	0		声は極めて多い。バリアフリー化は、公共施設とともに民間施設においても、今後			
A	必要性	2	■ 継続実施	の高齢化の進展により、市民生活の形成に大きな影響を与えるものである。			
	事業主体の		■ № 机关ル	│ しかし、商店・事業所等の現状は、まだまだ車椅子での入店が困難と見受けられる施設が多い。この助成制度には、商店会等を通して小規模商店等への周知を図っ			
	妥当性	2		ているところであるが、平成22年度において実績は得られなかった。その理由とし			
	女当住		□ 改善・見直し				
	直接のサービス	,		て考えられるのは、道路と店舗の高低差や構造的な問題、スロープ化しても極端な			
	の相手方	۷	□ 抜本的見直し	傾斜になってしまう。車椅子でお店に入れても店内を回るスペースはない、等々で ある。			
	事業内容等の	2		- 制度は発足したばかりであるが、平成23年度においても前年度同様周知を図り、			
В	B 適切さ	2		対象となる商店・事業者等に対する働きかけを行い、バリアフリー化の推進を図る			
	受益者負担の	1	□休止	0			
	適切さ	'					
	市民ニーズの	2	□ 廃止				
	把握	Z					
検記	検証項目の見方 A∶事業実施の意義を検証する項目 B∶事業の内容・実施方法を検証する項目 C∶市民ニーズの反映度を検証する項目						

【二次評価】

検証項目		ランク	二次評価	〇検証項目、評価の判断理由 ○表徴中による課題はA 6 8 7 5 5 5 5 5 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				
				〇事業実施上の課題や今後改善すべき点等				
	事業の優先度	1		バリアフリーについては市民ニーズはあるものの、当該事業の推進については、				
	(緊急性)	'	□拡充	十分にそのニーズを反映しているとはいえない。事業を推進するに当たっては、東				
	事業の	2		京都福祉のまちづくり条例の適用による本事業への影響について検証するとともに				
A	必要性	2	□ 継続実施	、商店会を中心とした働きかけが実績に結びついていない現状を踏まえ、今後は診療所のバリアフリーにつながる医師会への働きかけ等、市民ニーズの反映を視野に				
	事業主体の	1		入れた対応が必要と考える。				
	妥当性	'	■ 改善・見直し					
	直接のサービス	2	■ 収拾 光匝0					
	の相手方	2	4					
В	事業内容等の	1	──── □ 抜本的見直し					
P	適切さ	'	1					
	受益者負担の	3	口 休止					
	適切さ	3						
	市民ニーズの	2	□ 廃止					
	把握							
検	検証項目の見方 A∶事業実施の意義を検証する項目 B∶事業の内容・実施方法を検証する項目 C∶市民ニーズの反映度を検証する項目							

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□拡充 □継続実施 □改善・見直し ■ 抜本的見直し □休止 □廃止	本事業は、バリアフリー化という社会的ニーズに応えるため、民間における取組を誘導する事業として平成22年度から開始したもので、平成24年度までは現在の事業内容で実施する計画となっているが、これまでのところ十分な成果が得られているとは言い難い。当面は、二次評価でも提起されている診療所など、働きかけの対象を拡大して取り組みつつ、平成25年度以降の事業展開について抜本的な見直しを検討されたい。